|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 産前産後期間に係る出産被保険者の国民健康保険税減額届出書  筑西市長　殿  　筑西市国民健康保険税条例第２４条の３第１項に規定する出産被保険者について、次のとおり届け出ます。 | | |
| 届出年月日 | 年　　　　月　　　　日 | |
| Ａ.世帯主 | フリガナ |  |
| 氏　　名 |  |
| 生年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 住　　所 | 筑西市 |
| 個人番号 |  |
| 電話番号 |  |
| Ｂ.出産する方 | 世帯主と同じ場合“Ｂ欄”は記入不要 | |
| フリガナ |  |
| 氏　　名 |  |
| 生年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 住　　所 | 筑西市 |
| 個人番号 |  |
| Ｃ.出産予定又は出産日 | 年　　　　月　　　　日 | |
| Ｄ.単胎妊娠又は多胎妊娠の別 | 単胎　・　多胎 | |
| １　この届出書は、出産予定日の６か月前から提出することができます。  ２　出産後にこの届出書を提出する場合は、出産予定日の代わりに出産日を記入してください。  なお、以前お住まいの市町村に産前産後期間の保険料減額について届け出ていた場合は、その際に届け出た出産（予定）日を記入してください。  ３　届出に当たっては、この届出書に次の書類を添えてください。  　①出産（予定）日を確認することができる書類  　②単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類  　③死産、流産（人工妊娠中絶を含む。）の場合も同様に確認できる書類（死産届など）を提出してください。  　※国保税の減額措置に係る出産（予定）とは、妊娠85日以上の分娩をいい、死産、流産（人工妊娠中絶を含む。）及び早産の場合も対象となります。  【備考】減額対象期間は、令和６年１月から減額開始となり、単胎で最大４か月分、多胎で最大６か月分となります。 | | |

様式第７号の２